

1. 入札制度導入の背景

・東日本大震災以降、電力需給のひっ迫や、燃料コスト増により電力コストが上昇

平成24年 9月 資源エネルギー庁 新しい火力電源入札の運用に係る指針

- ・一般電気事業者が行う電源調達に入札による競争原理を導入
- ・発電事業者による卸供給を拡大

電力の安定供給と
電気料金の一層の適正な原価の形成を促す

2. 入札制度の特徴

- 一般電気事業者が1,000kW以上の火力電源を新設・増設・リプレースしようとする場合は原則すべて入札対象（自社応札も可能）
- 入札主体は一般電気事業者であり、入札要綱案の策定、提案募集、応募案件の評価、落札者の決定等を実施
- 募集時期は、入札対象電源の運転開始予定年度から7年程度前（入札要綱に対する提案募集から応札までの期間は概ね6カ月）
- 入札募集にあたっては、開発規模、開発時期、調達期間など、募集条件※を公表したうえで入札を実施

※注 燃料種別は入札事業者の判断となる

3. 入札の流れ



※1 総合資源エネルギー調査会の下部組織として設置された中立的機関である「火力電源入札ワーキンググループ」へ入札要綱案を提出し、内容確認後に決定となる

※2 火力電源入札ワーキンググループへ評価報告書案を提出し、内容確認後に決定となる